日本学術会議

安全保障と学術に関する検討委員会

(第23期・第6回)

平成28年11月18日

日 時: 平成28年11月18日(金)16:00~18:18

会 場: 日本学術会議6階 6-C(1)(2)(3)会議室

出席者:杉田委員長、大政副委員長、佐藤幹事、小松幹事、井野瀬委員、向井委員、山極委員、大西委員、岡委員、土井委員、花木委員、小林委員、小森田委員(13名)

欠席者:森委員、安浦委員(2名)

説 明 者:外園 博一氏(防衛装備庁防衛技監)

鈴木 茂氏 (防衛装備庁技術戦略部技術振興官)

池内 了先生(名古屋大学名誉教授)

事務局:駒形事務局長、竹井次長、小林企画課長、井上参事官、石井参事官、 川名上席学術調査員他

議 題:1. 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響

- ・防衛装備庁からの説明
- ・池内了先生からの説明
- 2. シンポジウムについて
- 3. その他

資料: (議題1関連)

資料1 「米国防総省の研究助成制度と審査プロセスー1980 年 代」(事務局作成資料)

資料 2 「安全保障技術研究推進制度について」(防衛装備庁資料)

資料3-1 「防衛省資金の問題点について」(池内先生資料)

資料3-2 池内先生説明資料

(議題2関連)

資料4 「シンポジウムについて」

参考資料:

参考資料1 前回議事録

(議題1関連)

参考資料2 「安全保障技術研究推進制度について質問・確認す

べき事項 (第5回委員会の指摘を踏まえた修正版)」(事務局作成資料)

(議題2関連)

参考資料3 「安全保障について」(小松委員資料)

参考資料4-1 「大学等における軍事転用可能技術の扱いと軍民両

用研究についての要望」(福島雅典連携会員資料)

参考資料4-2 「大学等における軍民両用研究是非についての論」

(福島雅典連携会員資料)

○杉田委員長 それでは、定刻となりましたので、安全保障と学術に関する検討委員会第6回 を開催いたします。

本日の映像等の頭撮りは、冒頭の資料確認のところまでとさせていただきます。

加えて、本日、説明者としてお越しいただいている方々の御説明の冒頭部分の撮影も認めたいと思いますので、その際は御協力をお願いいたします。

なお、報道関係者、傍聴の方におかれましては、会議中は進行の妨げにならないよう静粛に お願いいたします。なお、傍聴に関しましては、事務局の指示に従っていただきますようお願 いいたします。

定足数の確認でございますが、定員15名中、現在12名出席ということで定足数を満たしていることを御報告いたします。

本日は、説明者として防衛装備庁の外園博一防衛技監、同じく防衛装備庁の鈴木茂技術振興 官、そして池内了先生にお越しいただいております。議題1で御説明いただきます。どうぞよ ろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

では、引き続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、お手元議事次第の配付資料という紙に書いてございます。冒頭のところに書いてございますけれども、資料1、それから資料2、資料3-1、3-2、これが議題1に関する資料でございます。そして、資料4、これはシンポジウム関係の議題2で扱います。そして、参考資料でございますが、参考資料1、これは前回議事録でございます。既にメール等で紹介済みでございますが、前回の議事録について小林委員の方から若干の追記をいただいたんですが、これについて一言だけおっしゃっていただけますか。

○小林委員 申し訳ありません。前回は時間が大変タイトだったものですから、やや舌足らずな表現になっているので、その部分の補足をしたということで、内容の趣旨についての変更ではございません。

○杉田委員長 今の御説明でよろしいでしょうか。

それでは議事録については、そうさせていただきます。

それから、参考資料2でございますが、これは事務局の方で作成いたしました本日質問・確認すべき事項ということで、前回委員会での議論を踏まえて修正いたしました。これは後ほど使用いたします。

それから参考資料3、これは後で、議題2のシンポジウム関係で取り扱います。

参考資料4-1でございますが、これは議題2でも扱うんですが、議題1でも若干関係してまいります。これは京都大学の福島雅典連携会員より意見が寄せられまして、これにつきましては、既に委員には事前配付しておりますけれども、特にこの中では福島先生からはデュアルユースという概念、それ自体が曖昧であり無意味である。デュアルユースは事実上、軍事技術研究とみなさねばならない。そもそも軍事研究を公開で行うということはおよそ軍事、国防とは相入れない、ナンセンスではないか。よって、防衛省による軍民両用科学研究費拠出は見直してはどうかという御意見も寄せられておりますので、この点も御確認ください。

それからもう一点でございますが、参考資料 4-2 でございますが、「大学等における軍民両用研究の是非について」、これは今の関係、4-1 と 4-2 は同じ関係でございます。

以上が資料関係でございまして、委員には、そのほか報道等の資料を参考として机上に配付させていただいておりますが、資料が足りない方はお申しつけください。大丈夫でしょうか。 それでは、映像等の頭撮りはここまでとさせていただきます。

では、早速でございますが、議題1、安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に 及ぼす影響についてということで、本日は、先ほども申し上げましたけれども、防衛装備庁と 池内先生の御説明を中心に行いますが、その前提といたしまして、初めに学術調査員の方から 米国国防総省における研究公募の状況につきまして資料1に基づき、川名上席学術調査員より 5分程度で説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○川名上席調査員 事務局の川名でございます。

資料1でございますが、こちらは本日の議題1との関連でアメリカの国防総省が80年代に 大学に対して実施しておりました研究助成制度の概要、それからその審査のプロセスを先行事 例として御紹介いたしているものでございます。

1980年代でございますけれども、アメリカの国防総省が国内の大学に対して研究助成、これを制度的に開始した、そういう時期でございます。86年には「大学研究助成制度」、これは「URI」というふうに、現在もございますけれども、これを開始をいたしました。議会は、このURIが競争的資金として適正に運用されているのかどうかということを国防総省に確認をいたしまして、国防総省がそれに対して報告書を作成をいたしました。本資料は、その報告書の内容に依拠して作成をしております。

国防総省の研究資金でございますけれども、いわゆるピア・レビューとは異なる方式で運用、 審査がなされておりまして、彼らはそれを「メリットレヴュー」というふうに呼んでいたわけ でございます。

この要点は、ファンディング・エージェンシー、つまり国防総省といいましても、背広組であります国防長官府、陸・海・空・DARPAと、それぞれがエージェンシーとなっているわけでございますけれども、彼らのミッションに適合的かと、寄与するかどうかと、これが審査のポイントだったということでございます。

審査を務めますのは、主に軍の作戦計画であるとか、軍事のシステムに精通している内部の プログラムマネージャー、以下「PM」というふうに言いますが、PMでございまして、必要 に応じて外部の専門家の意見を聴取するということもあったようでございます。

3番の採択プロセスでございますが、これは一般的な調達プロセスにのっとって、まずは広く告知が行われます。DoD、国防総省の担当者はシンポジウムを開催したり、あるいは学会に直接出向くことでこのプログラムを周知するということをやっていたようでございます。

特徴的なのは、研究計画の作成のプロセスにおきまして、PMと申請者の間で直接コミュニケーションが図られると。国防総省のニーズに合わなければ、申請者はそれを聞いた上で修正を行っていくと。修正したものをまずはプレレヴュー、予備審査というものにかけられます。これはPMが審査を行うわけでありますが、そこで好意的な評価が下されれば、本審査といいますか、公式の審査過程に進んでいくということになっていたようでございます。

繰り返しになりますが、この審査の過程では、国防総省のミッションに適合しているかどうかということが審査のポイントになるわけでございまして、仮にプロポーザルが学術的に優れていたとしても、それが国防総省側(がわ)のニーズに合致していなければ採択されないというのが特徴でございます。

4番の各軍の運用でございますが、ここまで申し上げてきたことというのは、いわゆるジェネラルプロシージャと、国防総省の一般的な手続でございました。各軍は、それぞれに研究機関を持っていて、そのそれぞれがファンディング・エージェンシーということになっていたわけでございまして、それぞれに運用の仕方が若干異なっていると。その各論について、簡単に触れてまいります。

まず、例えば陸軍でございますけれども、陸軍の場合は、陸軍研究局、ARO、これがエージェンシーでございますけれども、やはりAROの内部のPMがスクリーニング、事前予備審査を行うということをやる。その予備審査を通過すると、今度はNRC、全米研究評議会から派遣された研究者がレヴュアーを務めて、二段階目の審査を行うということをやっていたようでございます。

海軍の場合も、こちらは、やはり内部の科学者が主に審査を務めていたわけでありますが、 必要に応じて、こちらは科学アカデミーが助言を行うということをやっていたようでございま す。

空軍はちょっと異なりまして、PMに強い権限が与えられていたようでありまして、外部の 委員会というものを招集するということはなかったということであります。

5番の個別の制度運用につきまして、これは詳細は割愛いたしますが、DoDは個別の目的を持ったプログラムを複数運用していたわけでございます。そのプログラムごとでも審査のポイントですとか方法は異なっていたということを書いてございます。

なお、現時点での国防総省の運用につきましては、それを確認できる資料に現時点ではアクセスできておりません。ということで不明であるということをつけ加えさせていただきます。 以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございました。

この資料につきましては、本日、日本の制度についていろいろ伺う前提として、先行事例である米国における助成、特に審査プロセスがかなり軍の内部によって行われているという、このことについて確認をする資料でございます。

今話がありましたように、80年代の資料はたまたま発見できましたけれども、その後については発見できていないということでございます。

では、以上とさせていただきます。

今の資料関連につきまして、何か御質問等、特にございますでしょうか。

それでは引き続きまして……。大西委員、どうぞ。

○大西委員 前回アメリカの制度についてファンディングする側(がわ)が公表に関連してリストリクテッドともう一つファンダメンタルという区分けをしているという御報告があったと思うんですけれども、今の制度については、そのあたり、これは選ぶ時のプロセスを今説明していただいたと思うんですが、研究ができ上がった後発表するという段階については、どんなふうになっていたのか、何か御存じのことがあれば御説明いただければと思います。

○川名上席調査員 詳細につきましてはわかりかねますが、この年代に前回の委員会でも御説 明がありましたレーガン政権が輸出管理に照らして、ファンダメンタル・リサーチに関しては 輸出管理の聖域とするということを言及した、そういう時代でございます。

今回の私が依拠しました資料からは、その点は浮かび上がってこなかったということでございます。

○杉田委員長 ほかに御質問ございませんでしょうか。

それでは、引き続きまして、防衛装備庁の外園博一防衛技監及び鈴木茂技術振興官より、安全保障技術研究推進制度ということで25分程度御説明いただき、その後、質疑応答、意見交換を30分程度行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○外園防衛技監 防衛省防衛技監の外園でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から資料2、A4横の資料に基づきまして、既に御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、我々の制度の背景、内容等について、まず御説明させていただきたいと思います。

説明につきましては、鈴木の方からとり行わせていただきます。よろしくお願いいたします。 〇鈴木技術振興官 防衛装備庁技術振興官の鈴木でございます。

それでは、お手元にあります資料 2 に従いまして、安全保障技術研究推進制度についての御 説明をさせていただきたく思います。

まず、めくっていただきまして2ページ目でございますが、まず我が国の安全保障に関する 基本的な考え方ということで、28年度の白書からの抜粋ではございますが、簡単に言及させ ていただきたいと思います。

まず、我が国を取り巻く安全保障環境でございますが、我が国周辺では、大規模な軍事力を有する国家等が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されておらず、依然として領土問題や統一問題を初めとする不透明・不確実な要素がある。領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向にある。周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著というものでございます。

これに対しまして、我が国の安全保障と防衛の基本的な考え方についてでございますが、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備をするというものでございます。

防衛装備・技術に関する考え方でございますが、各国は最新技術を用いた先進的な軍事力の 獲得を目指しており、技術革新の急速な進展が、グローバルな安全保障環境に大きな影響を与 える中、防衛力の「質」を十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくためには、我が国が 諸外国に対する技術的優越を確保することが重要だというように示してございます。

これに対しまして、安全保障に関する研究開発・産学官連携の考え方といたしましては、お

めくりいただきまして3ページ目に簡単にまとめてございます。

平成25年12月閣議決定・国家安全保障会議が決定いたしました国家安全保障戦略の中に こういった文がございます。

「我が国の高い技術力は、経済力や防衛力の基盤であることはもとより、国際社会が我が国に強く求める価値ある資源でもある。このため、デュアルユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力強化を図る必要がある。産学官の力を集結させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく。」

また、防衛計画の大綱。これは平成25年12月に閣議決定・国家安全保障会議が決定した ものでございますが、この中にも、「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用 可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛 技術の展開を図る」といった文がございます。

また、平成28年1月に閣議決定されました第5期科学技術基本計画でございますが、この中にも「我が国の安全保障を巡る環境が一層厳しさを増している中で、国及び国民の安全・安心を確保するためには、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する」と、こういった文章がそれぞれのドキュメントに記されているところでございます。

また、こういった中、平成28年8月、防衛省におきまして防衛技術戦略というものを策定いたしました。この中の文章でございますが、考え方といたしまして、「国内研究機関等との技術交流については、お互いの研究活動に対する考え方等を理解、尊重しつつ、相互の自発的な意思に基づいて行うものとの認識の下、交流によって得られた成果は、防衛分野における優れた先進技術の獲得のみならず、我が国全体のイノベーションへの貢献が期待されることから、一般的な研究成果の取扱いと同様に、知的財産の管理には配慮した上で適切に公開していく」、また「大学、独立行政法人の研究機関、企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するため、その研究成果を将来活用することを目指して、独自の安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)を平成27年度に創設したところであり、引き続き推進していく。加えて、技術的優越の確保のために大規模な投資が必要な先進的な技術分野についても、萌芽的研究の育成を行う」と、こういった文章を発表しているところでございます。

4ページ目でございますが、今回議題になっております安全保障技術研究推進制度が防衛省 の研究開発においてどういった位置づけになっているのかというものをまず簡単に御説明させ ていただきたいと思います。

この安全保障技術研究推進制度でございますが、将来の装備品に適用可能な独創的な基礎技術の発掘・育成が目的でございます。

研究の成果は、その内容を十分に理解した上で、将来のニーズを踏まえつつ、防衛装備庁に おける適切な研究事業に活用されていくというように理解しております。

ここで、防衛装備庁における装備品の研究開発の流れを下に示してございますが、こちらは 横軸といたしましては技術的成熟度、いわゆる「TRL」と我々は呼んでおりますが、こちら は米国防省やNASAで使われております、いわゆる技術が今どういったフェーズにあるかを 示したものでございます。

今回の安全保障技術研究推進制度につきましては、いわゆる基礎研究と呼ばれるTRLが1から3程度のものを想定しております。

ここで成果が出まして、その成果が期待できそうだということになりましたら、その後、これは防衛装備庁の研究所、我々5つの研究所等がございますが、そこでまず要素研究を行った後、更にTRLレベルが上がりましたら、続きまして技術を実証するための試作、また試験等を行う。そういった技術実証の試作や試験等で良好な成果が得られた段階で、次はまさしく実用化を目指した、いわゆる開発フェーズに入ると。その後、装備品として装備化されると。こういった形で研究開発が進められております。

したがいまして、今回の制度は非常にベーシックな部分でございまして、まだどういったものに適用できるかわからないけれども、将来有望な技術というものに対しての投資というようなことで設定してございます。

続きまして5ページ目でございますが、こちらは今般我々が27年度から開始をいたしました安全保障技術研究推進制度についての簡単な御説明でございます。

こちらは防衛装備品への適用面から着目されます大学や独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するために平成27年度から開始したものでございまして、成果につきましては、有望なものは、もちろん将来の防衛省における研究開発において活用させていただきたいという期待はございます。ただ、加えて、民生における成果の活用も期待しているところでございます。

予算でございますが、平成28年度、今年度につきましては約6億円、昨年度、平成27年度につきましては3億円を計上しているところでございます。

また、来年度、平成29年度でございますが、制度を拡充いたしまして、予算額及び研究期

間の観点から大規模な投資が有効な先進的な技術分野についても、萌芽的研究の育成に着手するという計画でございまして、このための経費を含めまして、約110億円を概算要求として お願いしているところでございます。

この29年度からの拡充につきましては、このページの右側(がわ)の下の方に簡単に書いてございます。これまでは1件当たり3年以内で年間最大で3,900万円という形でございましたが、こういった制度に加えまして、1件当たり5年で数億から数十億円の研究を数件採択するための経費といたしまして、5年間で100億円という形で計上、要求をしているところでございます。

また、制度につきましては後ほど御説明させていただきますが、防衛装備庁、防衛省から研究テーマを提示いたしまして、それに対して国内の研究機関に所属されております研究者の方から技術的な解決策を御提案いただきます。その提案内容の中で優れたものに対しまして採択をして研究を委託するというものでございまして、得られた成果は、これは論文等により公開可能でございますが、防衛装備庁の研究開発において活用するということはもちろんのこと、民生分野でも広く活用していただきたいという期待を持っております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして6ページ目でございますが、こちらはこの制度の平成28年度の公募の概要につきまして、公募要領の中から一部抜粋して載せているものでございます。

今年度の公募は、3月23日から5月18日の間実施をしておりまして、研究期間は3か年度以内。研究費の規模といたしましては、今回、タイプAとBの2つのカテゴリーを設けまして募集をいたしましたが、タイプAとしては1課題当たり年間、直接経費として3,000万円を上限、タイプBは年間1,000万円、これも直接経費でございますが、を上限とするものでございます。

採択件数は特に定めておらず、我々の予算の範囲内で採択をするというものでございます。 28年度は、ちなみに10件採択をいたしました。27年度は9件でございます。

また、応募の資格要件でございますが、全ての研究実施者、これは研究代表者及び研究分担者の両方でございます。これは以下のいずれかの研究機関に所属していることが必要ということで、いわゆる大学等の教育機関、あるいは独立行政法人、特殊法人、又は地方独立行政法人及び民間企業等に所属する方を全て対象としております。

ただし、こうした機関は日本国内に所在している必要がございまして、また研究実施場所も 日本国内であるということを条件として求めさせていただいております。 これに加えまして、研究代表者につきましては、日本国籍を有して、日本語によるヒアリング審査や評価に対応ができること、また研究期間中に、今所属している研究実施機関に継続的に所属することといったことを条件として挙げさせていただいております。

また、知的財産権につきましては、これは他省庁と同じでございますが、一定の条件のもとに、委託相手方、これは受託者でございますが、に帰属させることができると。これは産業技術力強化法第19条、いわゆる日本版のバイ・ドール条項と言われておりますが、この条項の適用をこの制度がしております。

研究成果の公開でございますが、この制度、研究成果の公開が可能ということでございます。 続きまして7ページ目でございますが、審査につきまして簡単に御説明したいと思います。 27年度と28年度で若干採択審査の際の名称をちょっと変えておりますが、本質的に大きく 変わるところはございません。

まず公募フェーズが終わりますと審査フェーズに入りますが、まず予備審査という形で、これは防衛装備庁の職員により書類審査を行います。ただ、この書類審査というものは点数をつけることはありません。我々の職員数名程度が応募いただいた応募書類を読ませていただきまして、それに対してコメントを書くというようなものでございます。この段階でのスクリーニング、いわゆる足切り等は行いません。全て応募は一次審査に回ります。

続きまして一次審査に移りますが、この一次審査以降につきましては、外部の専門家で構成 いたします安全保障技術研究推進委員会というものが実施をいたします。

まず一次審査でございますが、これは予備審査において我々が書いたコメント、また応募書類の内容に基づきまして、いわゆる書類審査を行います。書類審査で審査員の方に点数をつけていただきます。その結果を踏まえまして、点数の高いもの、応募が多数の場合、ヒアリング審査を全てやりますと時間がかかりますので、そこで先生にお集まりいただきまして、二次審査を行う研究課題を選定をいたします。

選定された課題につきまして、二次審査、ヒアリング審査を行いまして、研究代表者の方に 来ていただきましてプレゼンテーションしていただき、それに基づき先生方に審査をしていた だきます。

この書類審査の一次審査、二次審査でございますが、28年度につきましては、研究テーマの専門性を踏まえまして3つの分科会に分けて実施をしております。その後、最終審査でございますが、その3分科会の成果等を持ち寄りまして、また同じように安全保障技術研究推進委員会の中で、まあ、その他の事情ですね、研究不正等を総合的に勘案いたしまして、研究課題

の採択候補を選定いたします。

その選定された採択候補に基づきまして、これは単なる役所の中の手続ではございますが、 プロセスとして防衛装備庁長官が決定をするという形で文書をまとめて外部に報告をさせてい ただくということになっております。

次に、8ページ目でございますが、安全保障技術研究推進制度の運営・管理でございますが、 こちらもいわゆる競争的研究資金制度、これは内閣府の方である程度ひな形がございますが、 これに基づきまして我々も行っているところでございます。

先ほど御説明したように、評価につきましては、外部の有識者で構成されております安全保障技術研究推進委員会に一任しております。また、これは採択のフェーズだけではなく、研究成果の確認や評価につきましてもお集まりいただきまして、節目節目でやっていただく予定としております。

また、デーリーのいわゆる進捗の管理でございますが、これは防衛装備庁の職員で構成されますプログラムディレクター、プログラムオフィサーが行うということになりますが、彼らの仕事といたしましては、いわゆる採択された際の研究計画等ございますので、これにのっとって受託先が研究しているかどうかを確認するということになります。

また、この委員会やプログラムディレクター、プログラムオフィサーをサポートする役目といたしまして、防衛装備庁の中に、いわゆる事務局に相当する部署、これは技術振興官で実施しているわけでございますが、補佐を行い、またプログラムオフィサーの状況確認についてのサポートを行うということをやっております。

最後9ページ目でございますが、これはいわゆる統計情報でございまして、平成28年度、 今年度の応募状況と採択状況、また昨年度、27年度の応募状況と採択状況を示したものでご ざいます。

今年度は44件の応募がございまして、そこから10件の採択をさせていただきました。ちなみに、昨年度は109件の応募がございまして、そこから9件の採択をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、安全保障技術研究推進制度の概要につきまして御説明をさせていただきました。

○杉田委員長 ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答なんですが、既に参考資料2ということで、私どもの方で前回 の委員会において防衛装備庁に御質問したい事項についてまとめてございます。事前にお送り してあると思うんですが、今回、特にそれに対して一問一答的な文書等は御準備ないようなんですが、既に今の御説明の中で明らかになった点もあるかと思いますが、一応私の方からこの項目について伺わせていただければと思います。

参考資料2を御覧いただきますと、最初に「1.安全保障技術研究推進制度全般」の中で (1)は、「安全保障技術研究推進制度が必要とされた状況とその政策上の目的」ということ で、これについては既にお話しいただいたという理解でよろしいでしょうか。何か補足があればお願いします。

- ○外園防衛技監 特には。資料で御説明をさせていただいたと思います。
- ○杉田委員長 それでは、(2)でございますが、「政府の他の研究資金との違い」ということで、政府の他の研究資金、例えば科研費で安全保障技術研究推進制度が目的とするところをできないのか、それらの研究資金とどこが異なるのかという、こういう質問を我々としては伺いたいんですが、いかがでしょうか。
- ○外園防衛技監 お答え申し上げます。

政府の他の研究制度の成果につきましては、防衛装備庁としても府省内協力して安全保障分野として活用可能なものは活用していきたいというふうに思っております。

他方、各府省が現時点で運用しております研究資金制度、競争的資金制度を中心としますが、 それぞれの府省が所掌する行政目的のために設けられているものと存じ上げております。

したがって、防衛装備庁が期待する目的のために、他府省がその制度をその目的のために運用するということはないと思っております。

よって、防衛装備庁といたしましては、装備品の研究開発の効果的・効率的な実施を図るという自らの行政目的の達成のために本制度を開始し、運用しているところでございます。

- ○杉田委員長 今の点につきまして、附随して何か御質問ございますでしょうか。 では、岡委員お願いいたします。
- ○岡委員 岡です。

先ほどのアメリカの国防総省の時の御説明にもあったんですけれども、今のお話を聞くと、 メリットレヴュー的な何か防衛装備庁の目的のための研究を選んで採択しているように聞こえ たんですけれども、そういうふうにしておられるという理解でよろしいでしょうか。

○外園防衛技監 私もちょっと今日、このメリットレヴューというのを初めてお聞きしたので、 内容については詳しく承知していないということを前提にお答えさせていただきますけれども、 競争的資金、私どもが行政目的のために実施するということでございますが、潜在的には我々 の将来の防衛装備品の効率的な研究開発につながるような成果を出すテーマを私どもは選定を させていただきます。

メリットレヴューは採択の方法論であるというふうに理解すると、鈴木の方から申し上げましたように、我々の装備庁の中で研究分野は提示をいたしまして、ここまでのこういったところを目指していただけませんかと。その課題とか解決方法につきまして、我々の方でこうやってください、もっと伸ばしてくださいというようなことは一切しない審査体制になっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、外部の先生方がその分野において、いかに科学技術的な価値があるか、いかにその成果をもたらすか、研究計画が妥当であるか、先進性があるか等々を踏まえて、一切の審査を外部の先生にお願いしているということでございますので、今現時点の理解ではメリットレヴューと少し異なるところがあるのではないかなというふうに考えております。

○岡委員 具体的に、例えば一次審査、二次審査というのを御説明いただいたんですけれども、ほかの研究費の審査の場合も、審査員には「こういう観点で審査をしてください」というのが来て、それに対して点をつけるというようなことになっていると思うんですけれども、この場合、例えば防衛装備に役に立つというアイテムがあって、それに点数をつける。要するに、防衛装備に役に立つことが条件であるというふうに審査をされているんでしょうか。

○鈴木技術振興官 すみません、審査につきましてお答えいたします。

こちらは公募要領等でも公開しているわけでございますが、我々の審査の観点といたしましては大きく3つ挙げてございます。

まず1つが研究の発展性、将来性、また研究の有効性、研究の効率性ということで、これは 他省庁さんと大きく変わるところはございません。

研究の発展性、将来性につきましては、観点、これは外部の先生に求めている観点でございますが、民生品等幅広い分野へ波及することが期待できるかという観点での審査をお願いしているというところでございます。

今の御質問にありましたように、では、防衛装備庁としての将来使いたいということについて、では、どこに盛り込まれているんだというところが多分御質問の趣旨だと思いますが、それは先ほど外園が御説明したように、我々が研究テーマを設定するに当たって、その研究テーマについて何らかの研究、何らかの新しい知見が得られるということで、これは将来我々の潜在的な期待に応えられるものだというようには理解してございます。

○杉田委員長 説明者も本日相互に発言していいということにいたしますので。では、池内先

生お願いします。

○池内先生 資料3-2の別紙2を御覧いただければわかると思いますが、防衛装備庁は前もって研究テーマを絞って募集しているわけです。明らかにこの研究テーマを見ると、どういう用途で使われるかというのは誰だってわかるわけです。そういうことを抜きにして選ぶことができるだろうかどうかということ、これはちょっと私は疑問に思いますが、それはそれとしまして、この委員はどういう基準で選ばれているんですか。あるいはこれは謝金は出るんですか。というようなこの委員に関すること、それからもう一つ、単純に言いますと、利益相反が疑われるようなケースが実はあるんですが、これは追及しないということにしますが、そのような疑問を抱かれるということに対してきちんと考えられているかどうかと。それをお答えお願いしたいと思います。

○鈴木技術振興官 まず順番にお答えいたしますが、審査員の選び方でございますが、こちらはその分野の著名な方を中心に、まずは今回は委員長の先生をこちらで選ばせていただきまして、こちらからまたその分野において著名な先生を何人かピックアップをいたしまして、今回委員のメンバーとして御了解いただいた先生に対してお願いをしているというようなプロセスを踏んでございます。

謝金につきましては、これは我々そういった中の仕組みがございまして、例えば評価をしていただいて、こちらの会議に出席をいただいた場合には幾らお支払いするという我々の中のルールがございまして、それに基づきまして謝金をお支払いしているところでございます。

また、あと利益相反につきまして御質問ございましたが、これにつきましては、我々、中でルールをつくっておりまして、利益相反に当たる場合には、その旨申し出ていただければ、その場合の審査から外れていただくという形をとっておりまして、28年度につきましても同じように、自分が利益相反だというふうに申出をいただいた先生につきましては、その研究課題についての審査から外れていただくという形で運営をさせていただいております。

○杉田委員長 審査の問題、ちょっと後の2番の方でまた伺うとしまして、少し研究資金の問題に戻させていただきますと、これは例えば基礎研究ということで先ほどかなり強調されていたわけですが、基礎研究であれば、例えば科研費等で幅広く研究者の方で研究を行い、その中でこれは何らかの意味で見込みがありそうだというものをピックアップするという、そういうやり方も考えられるんですけれども、それでは不都合であるということについては、どういうふうに御説明されるのでしょうか。

○外園防衛技監 先ほど申し上げましたとおり、繰り返しになる部分もございますけれども、

やはり各府省、各行政府におきまして、それぞれの目的で競争的資金を運用しているというふ うに存じます。

これは私どもからの見方になりますけれども、各府省さんの競争的資金について、まあ、お話合いはよくさせていただきまして、重複がないようにとか、どこを目指しているんだとか、これは日々文科省さんとも、経済産業省さんともいろいろなところでお話をさせていただきながら、防衛省独自で期待する応用分野、ここが伸びたらいいな、これが伸びたら、もう少し我々の装備品も社会のお役に立つんだろうなという分野が我々の行政目的に照らしてあるという認識でございます。

もちろん、これは将来の仮定の話でございますけれども、研究開発資金が、その競争的資金 につきまして、ある司令塔のもと全体のことをコントロールするというような、実際の運用と か実際のテーマ設定についてきちんとした形で各府省協力せよということになれば、またそう いったやり方もあるのではないかというふうに思っております。

- ○杉田委員長 研究資金関係でしょうか。
- ○小松幹事 その後の……
- ○杉田委員長 その後、審査の話ですか。
- ○小松幹事 ええ、審査です。
- ○杉田委員長 では、研究資金の問題で何かございますでしょうか。 では、大西委員お願いします。

○大西委員 今日の御説明の資料の4ページで、TRL、基礎から実用化・事業化まで9段階で、最初の1から3というふうにおっしゃいましたけれども、ここを担当すると。つまり、基礎研究であればあるほど、これもデュアルユースで民間が活用することに期待するということがうたってありますよね、制度の中で。ということは、基礎の成果は、かなり汎用的だという特徴があると思うんです。だから、逆に、これは一連のものとして、この制度の中で1から9まで行くと書いてありますが、ほかの制度のものがこの制度、この図式の応用とか研究開発とか、こういう段階に活用される可能性もある。つまり、ほかの研究資金の成果ですね、基礎研究の。そういうことも一般にあり得ると。

逆に、この制度の基礎研究がほかの民生的な目的に活用されることもあり得るということで、 必ずしも一気通貫的に1から9までつながっているわけではなくて、乗り合いというか、いろ いろな応用の仕方がそれぞれのステップであり得るのではないかと。それが基礎の意味だとい うふうに思うんです。 各府省の中でも、府省の行政目的に対応した応用的、あるいは研究開発という、少しこれでいくと高次の段階のものと、例えば科研費に典型的なように、キュリオシティベースで研究者がテーマそのものを設定するものと、いろいろなタイプのものがあって、特に基礎研究に該当するような国の研究資金等については、かなりここで言っている基礎研究に内容的にも近いものがあるのではないかというふうに思うんです。

その点を区別する必要があえてあるのかという気がするんですけれども、その点はいかがで しょうか。

○外園防衛技監 まず、先生御指摘の前者の相乗りということは、まさしくそのとおりでございまして、この図がちょっと悪くて、これが一気通貫で装備品につながるような絵になっています。もちろん、この安全保障技術研究推進制度の成果が民生でも応用されますし、ここに「民生技術」というのがちょっと薄紫で書いてございますが、いろいろな形での発明・発見が我々の成果として使われているという実態もございます。

それで、そういった基礎であれば、文科省さんの科研費を中心とした分野で、それがかなりの分野網羅されているんではないかということだと思うんですけれども、それはおっしゃるとおりだと思います。今までも我々はそういったところを活用させていただきながら、我が国の技術力の強さを我々の行政目的に使わせていただいたというふうに認識しております。

他方、この制度の背景としては科学技術の進展とか安全保障の環境がものすごく厳しくなっている。もう少しブーストしたい、加速させたい。ブーストというのは研究開発という意味でございますけれども。やはりそういうニーズがこの政府部内で高まっておりまして、大規模災害も多発するといろいろな装備品が重要になってくると。そういった中で我々が一部そこを担うことがあるんでは――現状ですね。現状そういったところがあるんではないかという防衛省としての認識で、この制度を実施させていただいている。大部分は文科省さんの科研費、競争的資金の大部分はそういったことだと認識しております。

- ○杉田委員長 小林委員。
- ○小林委員 4ページ、今の大西委員と同じところなんですが、TRLの説明のところに、「成熟段階にあるのかをある程度定量的に示す尺度」というふうにお書きになっていて、この「定量的」というのはどういうことなのかよくわからないんですが、少なくとも今回採択された研究課題は、ある程度定量的に示す尺度において基礎研究の1、2、3の段階のものであるという判定をされているというふうに理解してよろしゅうございますか。

そうすると、具体的にはどういうふうな「ある程度定量的に示す尺度」でこれが1から3ま

での間に入っているのかといったところを教えていただきたい。

○鈴木技術振興官 では、お答えいたします。

まず基礎研究の定義でございますが、これはいろいろ各種定義がございますが、我々といた しましては、将来の応用における重要課題を構想し、その解決のために原理や現象の解明に立 ち返って何か新たな方法を探索、模索するといったような革新的な研究を基礎研究であろうと いうように理解しております。

もちろん、こういった基礎研究におきましては、新たな知識が得られれば、当然様々な応用 先が考えられるわけでございまして、そういった意味でも先ほど外園が申し上げましたとおり、 我々の目的以外にも民間でも広く使っていただきたいというのは、そこでございます。

- ○小林委員 私がお尋ねしたのは、ある程度定量的に示した場合に、今回採択されたものがど ういう定量性で1から3になっているのかということが説明できるんでしょうかどうか。
- ○外園防衛技監 これは定まった定義はございません。注釈に書いてございますように、ここのTRLは国防省やNASAでそれぞれの分類のカテゴリーが定性的にされていると。今鈴木が申し上げましたとおり、我々が今お願いをしたい、将来の応用による重要課題を、我々と先生方で構想し、原理原則の考えに立ち返って、新たな解決方法を御提言いただく、革新的なもの、そういったものをこのNASAと国防総省のスケールに合わせると、ある程度ここのところに位置するんではないかということでお示しした図でございます。
- ○杉田委員長 どうぞ、小松さん。
- ○小松幹事 最初に聞き落としたかもしれないんですけれども、1つ確認させてください。

プログラムディレクターとかプログラムオフィサーは、これは防衛装備庁の職員の方がなられる。ほかの省庁の研究資金と――まあ、審査の段階で外部有識者等により構成しているということで、その辺は入り口は非常に似通っているんですけれども、ほかの省庁ではこういうプログラムディレクター、プログラムオフィサーは、これも多分外部の方にお願いすることが多いと思うんです、外部有識者に。この防衛装備庁の研究助成では、これを内部の方がやられるということで、入り口のところではほかと余り変わらないけれども、実際は、やり始めたらPOとかPDがドライブするというような、そういうところはないんでしょうか。

○鈴木技術振興官 お答えいたします。

おっしゃるように、このプログラムディレクター、プログラムオフィサーは防衛装備庁に所属いたします研究者が行います。我々5つの研究所、機関を持っておりまして、そこに約600人程度の研究者がおります。

そういった者の中で、こういった採択された課題と同じ専門性を有する者をプログラムオフィサーとして任命をいたしまして、進捗の管理をお願いしているというところでございます。

ただ、プログラムオフィサーといいますと、他省庁でも競争的資金制度に応じて指名をしているわけでございまして、ただ、その仕事ぶりと申しますか、というのは制度によって大分変わっていると思います。

我々のプログラムオフィサーというものは、いわゆる採択された研究計画というものがございます。これは実際に応募していただいた研究計画に基づいて安全保障技術研究推進委員会が採択をして、それに基づいて我々委託契約を結ぶわけでございますが、その計画に沿って研究が行われていることを確認するというものがプログラムオフィサーの中心的な業務になります。

プログラムディレクターにつきましては、こういったプログラムオフィサーを統括するということで役割を担っているものでございます。

また、プログラムオフィサーの進捗管理でございますが、我々のスタンスといたしましては特に基礎研究でございますので、研究者の自由な発想こそがいわゆる革新的・独創的な知見を獲得する上で重要であるというように考えておりますので、研究者の自由度を最大限尊重するということにおいて、より成果を得るということを期待しているものでございます。

- ○杉田委員長 今の点につきましては、プログラムオフィサーの働き方というのは、どういう ふうにして管理されるかという、そこをちょっと伺いたい。
- ○鈴木技術振興官 プログラムオフィサーの進捗管理の方法という質問でよろしいでしょうか。 プログラムオフィサーの進捗管理につきましては、年に数回、2回か3回程度サイトビジットということで訪問いたしまして、その相手の先生方からどういった進捗状況かを聞くというものでございます。

また、これは単年度の契約を更新いたしますので、翌年度の更新に向けまして事業計画の作成の際にいろいろと先生の話を聞かせていただくというところが中心になります。

- ○杉田委員長 今の点につきましては、私どもの質問書ですと、3というところの2ページ目の一番上のところにまいりますと、今まさにおっしゃった点で、単年度契約である関係で、どうしてもプログラムオフィサーの意向に沿った方向に研究計画がシフトしていくのではないかと、こういう質問があるんですが、これについてはどういうふうにお考えですか。
- ○外園防衛技監 繰り返しでございますが、鈴木がお答えいたしましたが、本研究制度の運用 につきましては研究の進捗管理、次年度への進捗の変更とか先生方が困ったこと、こうプログ ラム変更したい、それから計画についてこう思っているというようなことをお聞きして、最適

な運営を維持するためにプログラムオフィサーを置かせていただいて状況を確認させていただいております。

繰り返しでございますが、先生方の研究の自由な発想から、これらのプログラム、大変重要なところでございますので、専門家、近い専門家ですので、先生方のおっしゃることはよくわかる、なるべくわかる人間をつけて先生方の御意見を聞かせていただいておりますが、そのプログラムオフィサー自体がこの先生がこういうふうにしてくださいとか、そういうことは一切運営上行っておりませんし、今後も行うつもりはございません。

- ○杉田委員長 今の点、小森田委員お願いします。
- ○小森田委員 今の点ですが、防衛装備庁の方が安全保障技術研究推進制度について御説明された文章を拝見する機会があったんですけれども、その中でプログラムオフィサーについては、「防衛用途への応用という出口を目指して、研究委託先と調整を実施」すると。つまり、「出口を目指して」ということが当然のことながら強調されていると思うんですけれども、そのための方法として、今おっしゃったように、どういう方がなるかということについてこういうふうに記述されています。
- 一「なお、POは基本的に研究テーマを検討・提出してきた研究所等の研究室長の技術者」、 つまり一定程度のステータスのある「技術者が兼任することとなる」と。「彼らは装備品等の 研究試作等を通じてマネジメント業務を経験している者も多く、その経験を生かしつつ、委託 先からの相談対応はもちろん、研究の進捗状況が芳しくなければ、研究の推進を図るための助 言をしたりすることが求められている」という理解でよろしいでしょうか。これは行政目的の ための資金であるという理解からすれば、大変もっともなものではないかと思います。

そうしますと、先ほどから御説明のあるように、採択した後は自由にやっていただくというのとはちょっと違ったニュアンスで、やはり一定の行政目的を達成するべく意思疎通をしながら方向づけをしていくというニュアンスが出てくるように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木技術振興官 お答えいたしますが、今回は採択された場合に、先生が出していただいた 研究計画というものに基づいて採択審査を行いまして、その研究計画がより優れたものが採択 をされると。その研究計画に従って我々は計画を立てるということになってございます。

したがいまして、我々の行政目的は、採択された研究計画が先生が最初に御提案いただいたとおりに研究が進んでいるかどうかを確認すると。進んでいなければ、どうしたらいいのか我々の相談に乗るということが我々のPOに課せられた役目と考えておりまして、つまり、P

- Oが勝手な判断で、もともとの先生から提案があり、採択された研究計画をゆがめるといった ことは決してないということで、これまで説明をさせていただいたところでございます。
- 〇小森田委員 それはわかるんですが、しかし、やはりPOの役割としては防衛用途への応用という方向に向けていくということは、そのとおりじゃないかと思うんです。それはある意味では合理的なことであって、その点は一般の我々、例えば科研費をもらうという場合とも違うし、省庁の行政目的によってどういうPOの運営がされているかわかりませんけれども、防衛装備庁独自のやり方でやられるおつもりというふうに考えられるんじゃないかと思うんですけれども。
- ○外園防衛技監 その論文について、私も今詳細ちょっと覚えておりませんが、存在について は、はい。
- ○小森田委員 振興官の補佐の方ですので、ご指摘の方だと思います。
- ○外園防衛技監 一言一句覚えていないということで大変恐縮でございます。

繰り返しでございますが、そういう意図があるかという御質問には、ありません。そういった意図は一切ございません。

文章ですので、行政目的ですので、潜在的な応用というのは我々念頭に置いていますけれども、この研究実施において先生方の自由な発想、自由な計画を我々の意思で曲げると、こうやってください、ここまでやってくださいということは一切お願いするつもりはございませんし、その辺については説明が不足でございましたら、今後とも説明を尽くしていきたいと、御理解を賜りたいというふうに思っております。

- ○杉田委員長 POについては、では、池内先生と山極先生、一言ずつお願いいたします。
- ○池内先生 成果の公開については、後でまた議論します。

ここに「POと調整の上」とか、そういう文言が入っているわけです。そして、あと甲に確認するというようなことも、必ずPOを通すということは、もう当然考えられるわけです。今おっしゃったようなことは、恐らく文章上では書けないだろう。「制限する」というふうには書けないだろう。しかしながら、熱心なPOであればあるほど、より職務に熱心であり、今小森田さんが言われたように、職務上、当然それを積極的にやっていくというのは考えられることであって、という意味で、そういうことがないというふうに断言されることは、形式論にすぎないというふうに私は思っております。

○杉田委員長 今のは御意見ということで。

では、山極委員お願いいたします。

○山極委員 確認なんですけれども、先ほど省の行政目的によって科研費とは切り分けられる という御説明があって、この4ページ目のところの一気通貫の流れ、これはいろいろあるとい うことでいいんですけれども、防衛装備庁がこういうテーマを立てる時、この装備化というこ とをまずは考えて立てておられるんですかということをお聞きしたいです。

○外園防衛技監 これは、ちょっとお答えによって難しいところあるんですけれども、装備化という概念を少し狭めに我々側(がわ)の方で定義させていただきますと、実際に装備品を自衛隊に届けるということでございます。いろいろな必要な装備品をです。そういう観点からは、それに直結したものはありません。これは萌芽的ですから、これから10年、20年たって何かの役に立つかもしれないし、いろいろなほかの応用になるかもしれないということですので、具体的な装備化を念頭に置いているかというと、ございません。プログラム上も装備品の装備化を念頭において安全保障技術研究推進制度がそれに合致したような、また例えばタイムラインで走っているとか、そういうことはございません。

ただ、こういう装備品の能力向上、こういった応用がなるんだろう、もっとよくなるんだろうということの意味での構想は描いているということでございます。

○杉田委員長 ちょっとほかにもいろいろ伺いたい点がありますので、この点についてはここまでとさせていただきます。

2番で「採択審査はどのように行われているか」というところでございますが、ここで先ほど審査過程について御説明ありましたけれども、外部審査員が防衛装備品のニーズに詳しい知見を有しているとは必ずしも考えにくく、実際に誰が主導して採択案件を選んでいるのかということなんですが、この点については何かコメントはございますでしょうか。

○鈴木技術振興官 これは先ほども御説明したとおりでございまして、本制度は装備品への適用を直接目指すものではございません。将来の装備品の研究開発に資する可能性のある基礎、あるいは要素技術の発掘、育成を行うものでございまして、そのため装備品への適用可能性というものを直接評価することはございません。

したがいまして、外部の専門家の先生には、装備品に関する知見を我々が求めることはして おりません。革新的、あるいは先進的な課題に対する科学的・技術的な観点での評価というも のを期待しているところでございます。

○杉田委員長 今の審査関係で、何か附随して御質問はございますでしょうか。

それでは、ちょっと先へ急がせていただきまして、2ページ目、4の「基礎研究」の問題は、 先ほどもう大分議論いたしましたので、5の「成果の公開について」ちょっと伺いたいと思い ますけれども、研究成果は原則公開とされているが、委託研究契約では、公開内容について事前の確認を得ることになっている。また、委託契約事務処理要領では、事前の承諾を得る(正 当な理由なく承諾を拒んではならない)こととされている。

この事務処理要領は、本日、資料として配付しております。

運用により、事前の承諾が得られず成果の公開が制約されることとなる可能性はないかという、この点でございますけれども、いわゆる契約、それから事務処理要領等を見ますと、かなり事前の承諾というのは条件になっているように見えるということなんですが、この点はいかがでございましょうか。

○鈴木技術振興官 御説明いたします。

本制度でございますが、基礎研究を対象としておりまして、成果が公開されて、より多くの研究者、技術者の間で幅広い議論がなされることで、より優れた研究につながるということを 我々期待しておりますので、成果の公開こそが最も重要であると考えております。

したがいまして、本制度においては研究成果は全て公開可能としております。

なお、受託者で知的財産権の取得を予定している場合につきましては、その受託者側(がわ)の判断に基づいて公開を控えるということは我々も認めておりますので、公開に先立ちまして、その旨を確認するということにしてございます。

また、正当な理由なく拒んではならないという、その正当な理由でございますが、こちらに つきましては、例えば研究不正等、学術分野におきましては常識的に発表がふさわしくないと いった場合についてを想定してございます。

また、こうした場合でありましても、防衛装備庁の判断を受託者に押しつけるということは 我々と受託研究者の間の信頼関係を損なうと考えておりますので、あり得ないことと考えてい ます。

- ○杉田委員長 今の公開の問題について、では佐藤委員。
- ○佐藤幹事 佐藤です。

事務処理要領と委託契約書の文言が違っているということがそもそも行政文書としてはいかがなものかという気がいたしますけれども、これは何らかの齟齬で表現が変わったということなのか、あるいは今後どちらかの方に統一していくというお考えなのか。

関連して、契約書の方の「あらかじめ甲に確認する」。「確認」ということの法的な効果は 一体どのようにお考えなのか。とりあえず、まずそれを教えていただければと思います。

○鈴木技術振興官 まず1点でございますが、我々もいろいろと作成過程できちんと整合をと

っていなかったというお叱りはごもっともでございますので、今後の公募に当たりましては、 そういった疑義や誤解のないように、文言につきましては適切に修正していきたいと考えてお ります。

○外園防衛技監 「確認」の「法的効果」。私契約でございますので、お互いに善意を持ってこれを履行するというふうに考えておりますので、「確認」の――まあ、「確認」という言葉でございますけれども、その「確認」に疑義が生じた場合には、お互いに確認を――まあ、それこそきっちりと定義をしながら進めていきたいと思いますが、確認行為の中身については、我々の思っていることは今鈴木が、想定していることは鈴木が申し上げたとおりでございます。
○佐藤幹事 契約について疑義が生じた時には両当事者、誠意を持って協議するというのは一般の契約でもよくあることですが、そのことについてしばしば指摘されるのは、契約当事者間に情報や力関係の差がある場合には、誠意を持って協議するというのは、なかなかそのとおりにはならないのではないかと。この場合には、資金提供者と資金を受ける側(がわ)ということが協議に何らかの影響を及ぼさないかということが危惧されます。更に関連して、先ほどの話ですと、この「甲に確認をする」というのは、基本的には知財の関係だけということで、知財について以外のことであれば、確認を得る、承認を得る得ないということは関係ないというふうに理解をしてよろしいでしょうか、この契約の解釈として。

- ○鈴木技術振興官 そのとおりでございます。
- ○佐藤幹事 その上でですが、契約書の47条1項に、「乙は、本契約に定める事項のほか、甲が」──「甲が」というのは防衛装備庁かと思いますけれども、「甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続等に従わなければならない」となっているわけです。この「甲が別に定める」ということの中に事務処理要領が含まれるのか、あるいはそうではなくて具体的にどういったことをお考えなのか。つまり、契約書と事務処理要領の文言が微妙に異なっていますので、この「別に定める」ということで事務処理要領の趣旨が契約書の中に入ってくると、先ほどの正当な理由云々(うんぬん)といったようなことが問題になるのではないかと危惧をするものですので教えていただければと思います。
- ○鈴木技術振興官 ここで言うものは事務処理要領でございますが、今御指摘いただいたとおり、事務処理要領の文言と契約書の文言が違っているというところは、我々もきちんと整合をとっていかなければいけないと考えておりますので、そこは誤解のないように今後見直していきたいと考えております。
- ○佐藤幹事 ありがとうございます。そういたしますと、契約書と、それから事務処理要領の

文言が違っているというのは、別のものとして違っているというよりも、事務処理要領の内容 が契約書の中に取り込まれていくことによって契約上の効果を持ち得る、そういう可能性があ るということですので、その点は明示的に今後整理をしていただければと思います。

- ○外園防衛技監 そのようにさせていただきたいと思います。
- ○杉田委員長 これに関連しまして6番でございますが、「特定秘密との関係」でございまして、万一、研究の過程において特定秘密として保護すべき情報が生じた場合、どのような手続、 運用が必要となり、どのような制約が課されるのかということについていかがでしょうか。
- ○鈴木技術振興官 本制度でございますが、累次に説明してございますように、基礎研究を対象としてございます。成果が公開されて、多くの研究者、技術者の間で幅広い議論がなされることで、より優れた研究につながることを期待しておりますので、成果の公開こそが最も重要と考えているところでございます。

したがいまして、本制度におきましては、研究の過程で生じたいかなる成果も特定秘密の対象とすることはありません。また、いかなる場合であっても、防衛省から特定秘密に該当する情報を委託先に提供することはありません。

- ○杉田委員長 今の点につきまして、では池内先生お願いします。
- ○池内先生 今おっしゃった事柄は、文章上は全然明示されていないわけですよね。特定秘密に当たることは絶対あり得ないということ。それから、ちょっとさかのぼって申し訳ないんですけれども、先ほどの事務処理要領のところでは、研究成果の発表ですよ。ですから、委託契約書では「研究上の成果の発表又は公開」であって、いずれも知財に関することは、無論ここも含まれますけれども、現実には研究そのもの、特に基礎研究とおっしゃっているんだから、基礎研究のそのものについての成果の発表です。それに関して、「他の当事者の書面による事前の承諾を得るものとする」と。これは事務処理要領に書かれているわけです。

それから、委託契約書では、「発表及び公開にあたっては、その内容についてあらかじめ甲に確認するものとする」。甲は装備庁ですよね。「甲に確認する」というわけです。これに関しては、もはや一方的にお任せするということになってしまうというのは、当然我々としては考え得ることでありまして、これを僕は一種の検閲制度であると思っております。

だから、先ほどの特定秘密の問題も、「これは一切該当しない」ということを文章上明示されるべきであるというふうに思います。何か明示すべきことと、明示してはならないことがごっちゃになっていると私は思いますけれども。

○杉田委員長 今の点についてはいかがでしょうか。

- ○外園防衛技監 私どもの考え方としては、鈴木の方からこちらの発表の確認につきましても、 特定秘密についてもそのような考えでおりますので、御理解賜るように適宜適切な形で御説明、 公開をしていきたいというふうに思っております。
- ○杉田委員長 規定上、読み取れるような形にするべきではないかという御意見があるんですが、その点はいかがでしょうか。
- ○外園防衛技監 御指摘を踏まえて改善をしていきたいと思っております。
- ○佐藤幹事 繰り返しになって恐縮ですが、重要なポイントですので、先ほどの御説明からいたしますと、委託契約書の「公開をする」ということが、これは制度の根幹であって、ただ、知財に限ってのみ事実上の確認を行うと。この方向で事務処理委託要領も修正をすると、このように理解を私は受け取りました。

重ねて、特定秘密の関係ですと、現に防衛装備庁が持っている特定秘密は提供しないということが、これが公募要領に明記されているわけですけれども、あわせて先ほど御発言があったように、この安全保障技術研究推進制度の成果についても特定秘密に指定することはないということを明言されましたので、その趣旨も公募要領の中に明記されるのが恐らく整合的なのではないかと、そういう印象を持ちました。

○外園防衛技監 検討させていただきたいと思います。

それから1点、私ども特定秘密について御理解を賜りたい。

特定秘密につきましては、防衛省・防衛装備庁におきましては防衛装備庁長官が指定権を持っております。法律によりますと、「行政機関の長が指定するものとする」ということでございます。

他方、この制度の運用も防衛装備庁長官が責任を持って運営をしておりますので、この制度 は御説明したとおり、オープンのイノベーションを期待するものでございますので、それを特 定秘密にするということは行政機関の長が矛盾をする行動をとると、判断をするということで ございますので、法律的にも一切そういったことはないというふうに我々は認識しております が、いずれにしろ、御理解を賜るよう、御説明とか表記については直すべきところは直してい きたいというふうに思っております。

- ○池内先生 すみません、ちょっと……
- ○杉田委員長 今の点でしょうか。
- ○池内先生 ちょっと公開に関して、もう一つ全然触れられていない問題が。
- ○杉田委員長 では、公開性について。

○池内先生 これは事前に確認とか届出とか通知とか、いろいろなことを言われておりますが、これは例えば普通の研究者が研究発表する、あるいは教室内で研究発表する、あるいは学生や院生やポスドクや留学生が研究発表する、それら全てに事前に確認が必要なんですか。あるいはそういう公開の手続、そういうものがあらゆる場面で適用されるのかということでありまして、これは全然どこにも明記されていないわけです。学生たちが参加することはありうるわけです、研究のグループの一員に入れば。その学生たちが発表するということに関して、事前に確認が必要なんですか。

○鈴木技術振興官 まず、今の質問に対してお答えをいたします。

先生が例えば学内において学生たちに成果を例えば発表するといった場合には、発表に当たりませんので、それについては申請は不要でございます。

- ○池内先生 学内ですね。
- ○鈴木技術振興官 一方で、この研究に携わっている、例えばポスドクの方が外部の例えば学会等で発表する場合につきましては、事前に申請をしていただく必要がございます。
- ○池内先生 必ず必要なんですね。
- ○鈴木技術振興官 はい。
- ○池内先生 それはポスドクに限らず、主研究者以外の者でも全てそれは適用されるということですね。
- ○鈴木技術振興官 研究者以外の方が発表することは、ちょっと我々想定してはおりません。 通常、研究者の方が自らの成果として学会等で問うものと思っております。
- 一方で、一旦公開になったものについて更に発表することについては、我々は特に制約はかけてございません。
- ○杉田委員長 それでは、あと2つぐらい質問して、このテーマにつきましてはここまでにさせていただきまして、第7番、「成果(知財)の帰属について」、日本版バイ・ドール条項の規定によって、受託者の帰属とすることができるとしながら、この受託者に帰属した権利について、防衛省や防衛関連産業への実施許諾が求められた場合、受託者は防衛省に対して、それを拒否することはできますかということですが。
- ○鈴木技術振興官 お答えいたします。

まず、国費により行われた委託研究の成果でございますが、これは一般的に、一義的には国 に帰属するものとなっておりますが、本制度におきましては他府省の委託制度と同じく、先ほ どありました産業技術力強化法第19条に記載されました一定の条件を受託者が認めた場合に 知的財産権を受託者に帰属させることができるとしております。

一方、受託者が条件、我々、この契約におきましては、甲及び甲の指定する第三者となって おりますが、この条件が認められないということであれば、委託業務の成果に係る知的財産権 につきましては、いわゆるバイ・ドール条項の適用ができずに防衛装備庁に帰属するというこ とになると理解してございます。

なお、防衛装備庁、我々の制度に限らず、他府省におきましても、国への実施許諾を認めない場合には知的財産権は国に帰属するということになると承知をしているところでございます。 ○杉田委員長 今の点はよろしいでしょうか。

それでは、最後の質問、ちょっと全部伺うことは時間的にできないんですが、「留学生ほか外国籍の研究者」、これは今いろいろな形で外国籍の方が参画しているわけなんですが、これにつきましては、先ほど研究代表者については日本国籍ということはありましたが、そのほかについては、この制度で受託した場合、留学生ほか外国籍の方の参画は全く制約ないという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木技術振興官 お答えいたします。

本制度、今御説明ありましたように、研究代表者の方につきましては日本国籍を有していることを条件の一つとさせていただいておりますが、それ以外の研究参加者につきましては国籍の制約はございません。そのため、本制度において研究参加者に留学生や外国籍の研究者がいることを特段妨げるものではございません。

ただ、研究代表者を含む全ての研究参加者は、国内の研究機関に所属していること、また研究実施場所は国内に所在していることにつきましては、これは応募要領にも書かせていただいておりますが、必要事項としてお願いしているところでございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

まだ多々伺いたいことあるんですけれども、引き続きまして、池内先生の方からまた御報告いただいて、また質疑応答の中で相互に議論できればと思いますので、池内先生、既にいろいろ教えていただきましたので、少し短めにお願いできれば恐縮でございます。

○池内先生 資料3-1、防衛省資金の問題点についてという文章です。ただし、これには私 の名前が入っておりませんので、「池内了」という私の名前を入れておいてください。

まず初めに、日本学術会議会員が推薦制になったといえども、日本を代表する学術団体であるということ、これはきちんと押さえておく必要があるということです。

それから、日本学術会議の前文の「世界の学会と提携して学術の進歩に寄与することを使命

とする」という、それはそのまま現在も残っておりまして、その意味で未来に禍根を残さない ような慎重な配慮をお願いしたいということが前提であります。

それから、日本学術会議は大学及び研究機関、これはこれから「大学等」と言いますが、その機関及び科学者を代表しているものであって、企業の、あるいは財団法人等の研究者を代表 するわけではないということも、これを前提として押さえておいていただきたいと思います。

順々にありますので手短にやりますが、まず大学や研究機関で行われている学術研究については、「学術の原点」ということを私たちは忘れるべきではないということです。何のための、誰のための、学術研究であるか。それは皆さん科学者になったら全て初めに持っていたはずです。「普遍的な真実を探求する営みを通じて世界の平和と人類の福祉に貢献すること」。この原点を忘れてはならないということであります。そして、環境条件がいかに変わろうと、この原点は変わるものではないだろう。それに合うかどうかということが私たちがこういう制度を考えていく上で一番重要なことであると思っています。

したがって、学術研究の自律性、公開性ということは学術研究を進めていく上では全くの基本的な条件でありまして、かつそれが研究成果の発表・公開の完全な自由が保障されねばならないというわけです。それが大学の自治の慣行とか、憲法の23条で規定されている学問の自由ということに連なることであります。

それから、科学に携わる者の倫理規範として、今言った学術研究の原点ということを考えた場合に、自分がやった研究や開発した技術が社会の平和や人間を破壊する方向に用いられないか。これは常に問いかけて、身を戒め続ける必要があるということです。同時に、研究活動への干渉や成果の発表・公開についての阻害が予想される場合には、これに抵抗する、あるいは拒否するという、この点は科学研究に携わる者としての最低の倫理規範であると私は考えております。

そして、今説明のありました防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は、「将来の装備品につなげていくことを想定」した委託研究制度であるということ。これは基礎研究、基礎研究とおっしゃるけれども、その目標は軍事技術の利用推進ということが基本目標であると明言されているわけです。そして、先ほどの工程表を見ても、順々に成熟度が上がるに従って具体的な装備化につながる。だから、すぐに装備化なんていうことは無論考えられないのは当たり前ですが、大目標としてそれがあるということは明確であると思います。

先ほど言いましたように、お配りした研究テーマに関しては、これを見ていただくと、どんな軍事利用をされようとしているかということは一目瞭然なわけです。例えば、15番の「昆

虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に対する基礎技術」、すぐ誰でも思いつくことであるでしょう。それがまず1点であります。

だから、研究の自律性と齟齬する制度であると言えます。だから、この「公開の完全な自由」は保証されておりません。完全な自由が保証されているならば、「公開は完全に自由である」と明言すべきです。しかし、「原則」とか「可能」とか「事前に確認」とか、そういう言葉が延々と連なるわけです。必ず、これは防衛装備庁のチェックが入るということであるわけです。

それで、PO、プログラムオフィサーによる研究進捗管理が行われるということから、自由で自律的な研究環境が保証されていないと私は見ております。

先ほど言いましたように、熱心なPOであればあるほど、これが実現できない、自律的に研究できなくなるという状況であると思います。

それから、防衛省資金という意味を考えてみますと、この資金提供によって、基盤技術の開発、防衛装備品開発のための提案だけじゃなしに、軍事技術開発のための人脈づくりとか継続的な協力関係とか、技術収集とか情報提供者としての役割等、大学や研究機関の人間を防衛省の都合のよいパートナーに仕立て上げるということ、これも1つの重要な目的であると私たちは踏んでおります。

という意味で、一般に研究者たちは防衛省の資金をもらうということを余りオープンにはしないわけです。後ろめたい、あるいは倫理に外れた行為だと認識しております。

実際、安全保障技術研究推進制度に採択されたと堂々と自分の広報に書く大学が現実にあるでしょうか。

ということを考えてみても、やはり後ろめたい感じであるという認識は、当然誰でも持つも のであります。

しかし、研究者側(がわ)としては、この資金が欲しいという言いわけは必ず用意されております。現実に、それはある程度やむを得ないなというふうについ思ってしまうようなこともあります。

それは3点ありまして、1つは、まず研究費がないということです。研究費不足。

それから、2番目が核兵器を初めとする非人道的な開発には反対だけれども、通常手段の防衛のためには軍事は許されると思うので、その範囲の軍事研究は構わないという考え方です。 単純に言うと、自衛のためならいいんじゃないかということです。

それから、3番目はデュアルユースであると、これはもう盛んにどこでも言われております。

まず研究費にかかわる問題は、これは経常研究費が、特に国立大学の経常研究費はほぼ枯渇している状態であるということは、皆さん多分御存じではないかと思います。先ほど聞けば、この中で言ったら悪いけれども、大阪大学理学部でもほとんど資金不足であるというのは、もう言われているそうです。というぐらいに、旧帝国大学であっても、そういう状況になりつつある。私は、これを「研究者版の経済的徴兵制」と呼んでいるんですが、要するに、お金が出るんだったら、防衛省からの資金であろうと、成果が公表できなくなってもいいんじゃないかと思い込み、それで徴兵、つまり防衛省に協力するという、そういうふうにならされているという状況です。

これについては、実は最後にまたお願いしたいんですが、日本学術会議としては腰を据えて、 この問題を取り上げるべきであると思います。そして、国なり、文科省なり、財務省なりにき ちんと実情を述べ、予算増額を求めるということを日本学術会議としてはやるべきであると思 っております。

それから、2番目の防衛のための軍事研究は許されるという、これに関してはいろいろな議論があって、そう単純に切り捨ててしまうわけにはいきません。私は、一切の武力は保持すべきではないというふうに考えておりますが、「国を守るため」ということが、あるいは「自衛のため」ということがこれまで戦争の始まりに常に使われてきたということ、つまり「自衛のため」というのは戦争を起こすための論理としても使われているということを忘れてはなりません。

それから、現在のような核時代において、安全保障とは何かということを問い直す必要があると思います。単純に言いますと、国家の軍事安全保障であって、人間の安全保障ではないということです。そういうことに流れがちなわけです。現実に日本の第二次世界大戦においてそうでありました。そのような安全保障の考え方というのをじっくり考えてみる必要がある。

この問題も日本学術会議が、これは幅広い分野を抱えている日本学術会議こそ議論されるべき問題ではないかと思います。

あと自衛のためと言いますが、防衛と攻撃はセットであって、必ずエスカレーションするということです。そのあげくが核兵器の保有になるのです。これは、まさに現在核兵器保有国がどんどんふえている1つの理由もそうでありますし、日本政府も、安倍政権が「憲法九条は一切の核兵器の保有及び使用を禁止しているわけではない」ということを閣議で決めたわけです。これは、もう前から日本政府の答弁書にあります。

自衛の議論は究極には核兵器の保有・使用ということに追い込まれてしまうということです。

これは私たちは常に押さえておく必要があると思います。

それから、もう一点のデュアルユースの問題に関して、「デュアルユース」という言葉、先ほど福島さんの表現ですか、「軍民両用技術」という言葉を使った方がいいということです。 まさに僕は、軍と民が両用で使うんだという、あるいは「軍民転換」とか「軍民統合」というような言い方が、これは昔からありますが、その方が正確です。軍と民が使うんだということです。

私自身は、民生技術と軍事技術の区分けは、できないとよく言われるんですが、3点、つまり資金源はどこであるか、その資金を提供する目的は何であるか、そして公開が完全に自由か 条件付か制限があるか、その3点がメルクマールになると僕は思っております。

その3点に関しての議論抜きで、公開は原則自由ですと言って、それはそのまま受け取れますかということなんです。

これに関して、ひょっとして後の質問で産学共同はどうなのかということは多分出てくると思います。産学共同の場合には、僕は、今の状態でいいとはとても思っておりません。もう今では各大学が産学共同に関して基本線や基本的条件などにはほとんど統一的な考え方を示さずに五月雨的にやっている状況なわけです。それはいいとは思いません。しかしながら、産学共同の問題で公開の自由に関して言いますと、産学共同は基本的には特許を取っちゃえばオープンになるわけです。産学共同においては、オープンにしなければ、それは意味がないわけです。ということは、産学共同では、ある期限付、明確な期限付の公開の不自由ということはあり

得るというふうに思っております。これはいいかどうか、また別問題です。私は余りいいとも思っておりません。日本の学術――日本だけじゃなくて世界の学術が特許という壁に阻められて、自由な公開がどんどん狭まっていると思います。あとまた日本のバイ・ドール法とか、そういうのにどんどん公開条件が狭まっているということを私は学問の進展にとっては、非常に憂えるべきことであると思っております。

それから、今言っているデュアルユースというのは「スピンオン」であるということを強調しておきたいと思います。スピンオンというのは、「民から軍への転換」である。つまり、大学や研究機関で開発されている民生技術が軍事のために利用されようとしているということです。このことを押さえる必要がある。つまり、これはデュアルではないんです。一方的に民生利用されているものが軍事に適用されているということですからね。軍事に適用されたら幅が広がっていいなんていうことは逆なんです。軍事に適用されれば、本来、民生利用として想定されていたものも制限されてしまうということなわけです。このこと、つまり「スピンオン」

であるということをきっちり押さえておく必要があると思います。

大西会長が総会の時に「防衛装備庁も使えるかもしれないが、製薬会社や化学工場の事故の際にも使える研究だということで認めた」と発言されたそうですが、これは僕は新聞報道で知ったわけですが、これは全く逆転、転倒した論理ですよね。「防衛装備庁も使えるかもしれないが、製薬会社や化学工場の事故の際にも使える研究が制限されるおそれがあるので認めない」とするのが正しい判断ではないかと思います。ということを銘記すべきであります。

それから、防衛省のデュアルユースは、先ほどの説明文にありましたように、軍事目的で開発された製品が民生利用されて多くの人々を潤わせたということ、この事実は私は否定しておりません。しかしながら、防衛省があの図に描いてありますように、デュアルユースの民生品の開発は委託先が勝手にやることになっています。防衛省が何らかの手を下す。手を広げて、幅を広げて民生研究をやろうということでは無論ないわけです。それは、そもそもこの制度の目的がそうではありませんから。だから、民生利用にできる、するというのは、まさに二枚舌なんです。現実には起こり得ないことです。むしろ、防衛装備品として開発されているために、例えばアメリカのベル研ではトランジスタの開発がすごくおくれたと言われております。あるいはテキサス・インスツルメンツではCCDの素子開発がおくれて、日本に圧倒的に水をあけられてしまったという、そういうこともあるわけです。

要するに、軍事利用になると、途端に制限がむしろ狭まるというふうに考えるべきだと思っております。

それから、防衛省資金が学術研究に及ぼす悪影響という、これが本来の私の言うべきことなんですが、まず大学等への直接の悪影響としては、まず防衛省資金で購入された設備や研究室を当事者以外には開放できなくなる可能性が非常に高い。オフリミットになるということです。 一種の治外法権の場となるということです。

アメリカでこういう軍事研究がほとんど研究所で行われてきました。研究所でやるということになっているのは、それはまさに研究所全体がオフリミットのシステムを採用できるからです。通常の教室関係では、それはほとんど不可能であるという判断があるわけです。ですから、大学の自治に反することになるのです。それから、研究者個人の研究発表が非常に制限されるということがあると思います。今研究室、あるいは教室等で発表は自由であるとおっしゃいましたよね。これは私はちゃんと受けとめておきます。防衛省の資金から得た研究ですよということを教室内で堂々と発表することが可能だということですよね。それは本当にそうなのかという質問、疑問もありますが、それがだんだん狭まってくるという状況が私は非常に心配して

おります。

だから、学生や院生、留学生、若手研究者などの研究発表の自由が制限される。特に研究会等外部での発表は事前の確認が必要ということをおっしゃいましたので、これはまさに全く自由な研究発表は公的にはできなくなるということであります。

それから、あとはその研究が真理の探究でなくなる、防衛省の研究のためである、そういうことをやっている研究者が堂々といるということが教室内に、あるいは学生たちにどんな悪影響を及ぼすか。これは私たち自身、十分押さえておく必要がある。まさに、知的退廃につながるわけですよね。

それから、大学等の社会的立場への悪影響。これは研究活動や研究内容が外部から見えにくくなるということが第1点で、非常に深刻なことです。科学者というのは、独善的で暴走しがちであるということ、これは私たちしっかり押さえておく必要があると思います。第二次世界大戦中の医学者が行った人体実験や生物兵器開発、これは組織的犯罪だとも言われておりますが、これは大学と軍との秘められた関係、隠された関係から生じたものであると言えます。このことを私たちは、きちんと押さえておく必要があると思います。もう皆さん、よく御存じだと思いますが、スペインの哲学者のオルテガ・イ・ガセットが「科学主義の野蛮性」ということを言いました。要するに、科学者は、自分の専門分野の狭いことについては良く知っているが、一歩専門から外れれば幼稚園の子供と同じである。にもかかわらず、あたかも自分が全てのことを知っているかのように思い込んで傲慢になる。これこそは現代の野蛮性ではないか、とオルテガは言ったわけです。まさに、そういう面の危険性ということを私たち科学者は常に自分で意識しなければならない。常にチェックをする必要があるというふうに思っております。

一般的に、ある事柄に夢中になると、とことん打ち込むというのは科学者の特性だから、より一層外部からのチェック、あるいは開かれた大学としてのチェックということを行っていかなければならないというふうに思っています。

当然ながら、軍事研究の手伝いをさせられるという学生の意識に対しても非常に悪影響が大きいと思います。第二次世界大戦中に教授から命令されて軍事研究を行った科学者の感想が述べられておるんですが、要するに、自分は軍事研究に動員されたという意識がないというわけです。だから、軍事研究への抵抗感もないというわけです。そういう意識のもとで育っちゃうと、自分の研究成果が実際どのように使われるかということを想像することもなくなってしまう。そのような学生をつくり出してしまうということでありまして、これは僕は学生教育に対して、非常に大きな問題であると思います。

それから、今後の研究のことですが、これは直ちにそうなるとかということではないんですが、懸念として言っておきたいのは、やはり産学官連携というのが今の日本の大学で非常に広がっておりますが、それに軍というものがくっつく。つまり、軍と産が結びついて研究者を動員していくという、一種の迂回援助が起こり得るということです。つまり、産軍学連携です。そして産軍学複合体ということに発展していく可能性がある。その第一歩であると私たちは思っております。一旦これに入り込むと抜けられなくなるわけです。アメリカの産軍学複合体一産軍複合体の問題点をアイゼンハワーが言い出しましたが、もうあれから50年以上経ち、もはや学も含めて抜けられなくなった状況が今生じているわけです。

という状況が日本にも起こり得るということを私たちは常に押さえておく必要がある。

そして、日本学術会議がこの問題で――「軍学共同」というふうに私たちは呼んでおりますが――どういう態度を採るかです。防衛省からの軍事資金を受け取るということを容認するという場合、50年、67年の声明を覆すということは多分ないとは思うんですが、むしろ50年、67年の声明を覆さずに「堅持する」と言いながら、「明白な軍事研究ではないと認定できる」とか、「自衛のための防衛技術に限る」というような条件付で防衛省との共同研究を容認していくということが考えられると思っております。そういうことを日本学術会議として公式に容認するということです。

これは、やはり学術の原点を放棄したものであると思います。軍学共同を容認することになれば、学術の原点を放棄したものであると思いますが、単純に言いますと、政府や財界や防衛組織から、「学者は金の力で屈服させられる」ものだと甘く見られて見くびられるようになるということ、これはもう明らかでしょうね。あるいは専門家として日本学術会議が占めているそれなりの社会的信用度ががた落ちになるだろう。あるいは市民社会において、科学や技術に対する信用度 学術への信頼度ですね。今「科学技術社会」と呼ばれている。それは科学者への大きな信頼のもとで成立しているわけですが、それが非常に危ない状況になるというわけです。特に条件付で容認したという場合には、「堅持する」と言いながら、結局のところは全体を容認してしまうということになると思われます。先ほど言いましたように、「自衛のため」というのは、あらゆる戦争において使われてきたということを再度思い起こすべきではないかと思います。

最後に、日本学術会議に打ち出していただきたい声明というのは、これは資料3-2の最後のところにちょっとだけ大きい字で、わかるように書いたわけですが、やはり学術研究の原点を矜持、誇りと節操をもって遵守することを誓い、軍事開発と関連する機関からの資金は一切

受け取らないという明言にする。それから、武器輸出にかかわる研究には携わらない、民生のための研究のみに従うとの決意を表明する。それは、戦争のない平和を創造するための先頭に立つ日本学術会議として守るべき責務であり、積極的にこの責務を全うすることは科学者としての義務であるということをきちんと述べていただきたい。これは希望であります。

ここで、軍事開発と関連する機関というのは、無論、防衛省や米軍そのもの及び防衛省や米 軍が資金を提供している団体・機関も指すということです。このあたりの詳細は更にきちんと 議論していただければいいと思いますが。

というような日本学術会議としての決意を私は期待しております。

あわせて、もう一度、やはり日本の学術界は研究費不足によって非常に病弊した、疲れ切った状態にあるということも、やはり深刻に受け取っていただきたいと思います。その打破のための運動、あるいは勧告・声明ということを日本学術会議としては常に国及び文科省等に言ってもらわないと、この状況は変わらない。ますます悪くなるというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○杉田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の池内先生の御報告に対して、質疑。

では、山極委員お願いします。

○山極委員 これは日本学術会議に対する御要望だというふうに伺いましたけれども、池内先生は最終的に、この防衛装備庁の研究資金に応募するかしないかというのは研究者個人の判断だというふうに思われますか。それとも、大学等々の組織がそういう決定を、あるいは制約をかけるべきだというふうにお考えですか。

○池内先生 私自身は、日本学術会議がそれを明確に示して、あと大学や研究機関が平和憲章 とか倫理規範とか、そういうものによって宣言する、明確にする、鮮明に表現するということ が重要であると、必要であると思っております。

研究者個人に委ねちゃうと、これは研究者個人の全く恣意に任される――どのような意見も 含み得るので、私は機関が判断するということに賛成いたします。

○山極委員 引き続いて、そうすると、防衛装備庁のスライドの中の6ページ目、これ代表者 は応募時に所属していた研究実施機関に継続的に所属することと条件になっています。もし、 大学が――まあ、その理由をまずお聞きしたいんですけれども、研究者が自由に大学間を自分 の研究実績に応じて移動できることというのは今望まれているわけですけれども、大学によっ て違う判断がなされると、それがこの大学ではできない、この大学ではできるということになりますね。そういうことについては、防衛装備庁はどうお考えなのか。これは、どうぞ。

○外園防衛技監 例えば、研究代表者が日本国籍を持つということと、研究機関が日本にあるということと、継続的に居続けるということに関しては、これは専ら我々の管理能力というか、管理と言うとちょっと誤解を生むかもしれません。先ほどPOの助言とか、身近にいて、やっていただけて、我々といろいろディスカッションしていただいて研究成果が出るというようなところに依拠しておりまして、これが世界的な規模であれば、場合によってはフランスに行かれても、どういうふうにやってもということだと思いますが、まず第一歩としては、そういったところで我々の能力のところも踏まえて、そういうちょっと御不自由をおかけしているところはあります。ちょっと大学の規範については、我々はお答えする立場にはないので、控えさせていただきます。

○山極委員 もう一つ、非常にわかりやすい図なので、常に問題にされちゃうんですが、先ほどの6ページでしたっけ、一気通貫の図がありましたわな。ここで、今池内さんがおっしゃったことと関係あるんですけれども、初めは基礎研究だと。それをどのような形であれ、利用していこうとする方針をもともと防衛装備庁は持っていらっしゃる。それを一旦利用し始めて、どこかで、それは機密になるわけです、特別秘密になる可能性ありますよね。そういった時に、受託者というのは意見を言えるのか。つまり、私の研究は、そういうことに利用されるつもりじゃなかったんだというようなことを言えるのかということをお聞きしたいんですが、どこで機密化の可能性があり、どこまで研究をした、基礎研究をした研究者の責任なり、あるいは権利なりが保障されるのかということをお聞きしたい。

○外園防衛技監 この制度で応募されて成果を出していただいた方につきましては、この制度 の中できちんと、先生方の発表の自由というか、研究の自由というのは私どもは担保していき たいと思います。

一気通貫の図がちょっと誤解を生むんですけれども、仮に特定秘密、それ以外の秘密も防衛省にございますが、そういった秘密というのは、内容は余り申し上げられませんが、非常に厳格に運用をされておりまして、これのこの数字であるとか、このことであるということでございますので、基本的には先生方の成果が直接、これは特定秘密ですというようなことは起こり得ないというふうには我々は考えております。——まあ、定性的でございますけれども。

○杉田委員長 今の点に関係して、先ほど池内先生からも産学共同と、いわゆる軍学共同の差 異ということで、産学共同は特許の問題であるという御指摘があったんですが、そのこととの 関係でいいますと、産学の場合には、研究者が私はこれはそういう用途なら使ってほしくないですということが最後まで言えるというか、要するに契約しなければいいわけなんですが。これに対して、安全保障研究の場合、これが使えますと、日本国にとって使えますといった時に断るというのは、それはしにくいんじゃないかとか、そういうふうな圧力がかかる可能性はあるんで、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

池内先生と両方にお聞きしたいんですけれども。では、まず装備庁の御意見から。

○鈴木技術振興官 まず本制度でございますが、基礎的な技術分野における研究を対象として おりまして、装備品そのものの研究開発を委託するものではないということは、またこの場を かりてもう一度申し上げたいと思います。

今回の研究については、要素技術ということでございますので、例えばジグソーパズルのピースの一つについて要素的に研究していただくというようなものでございます。我々が考えている装備品というのは、ジグソーパズルの完成版というふうにお考えいただければと思いますが、ほんの一部についての研究と御理解ください。

そのため、本制度における、例えば受託者が特許権なり知的財産権をお持ちの場合でも、 我々がそれを直接、例えば量産段階で使わせていただくということは、かなり蓋然性が低く、 むしろ先生が発明された知的財産権を何かもう商品化されて、汎用性の高い構成部品としてつ くられた後に、それを我々が部品として活用させていただくといったようなのが一番大きいん ではないかなと。

その場合につきましては、汎用性のあるものを民生品として購入することになるわけでございますので、これは、もうその扱いはほかの一般的な特許と何ら変わるところはないというふうに考えております。

○池内先生 今おっしゃったことは、杉田さんの質問とは全然ずれておりますよね。外れているのは、お尋ねになった1点目は、この制度によって推進されている研究に関連して、それは自分の目標、考えどおりにならないということになった時にどうなのかということであったわけですよね。それはそれとしまして、産学共同の場合と軍学共同の場合の本質的な違いは、産学共同に関しては先ほど言いましたように、特許取得によってオープンになったということによって、要するに、特許が開放されるということによって、全てがむしろオープンになるということです。むしろオープンにならなければ、その発明の意味はないということです。しかし、この軍事にかかわる研究はオープンにならないことによって意味があるわけです。そこに決定的な違いがあるわけですから、全く同列に、同じレベルで考えることはできないというふうに

私は考えております。

- ○杉田委員長 ほかの御質問はいかがでしょうか。 では、井野瀬先生、小松先生、それから大西先生。
- ○井野瀬委員 井野瀬です。

前半のところで質問しようと思っていたのですけれども、池内先生を含めて、双方にお聞き しようと思います。

初年度3億円、それから次の年がそれも積んで6億円。今度概算要求されたのが110億円。 先ほどの池内先生のお話もありますが、9ページのところに書いてある平成27年度と平成2 8年度とでは、このシステム、この制度がどういうものかの理解が進んだのか、あるいは別の 理由かもしれませんが、応募件数は減っています。その中で平成29年に110億円という要 求をされて、なおかつ、それまでのように1つの単位が金額的に少ないものと、非常に大きな ものとを組み合わせられた。このあたりはどのような判断、どのような読み、どのような見通 しがあるのか、説明を聞いていてもだんだんわからなくなってきたので、教えていただければ と思います。また、それを池内先生がどう思われたのかも教えてください。

○外園防衛技監 最初にお答えしてよろしいでしょうか。

明示的な応募件数については資料のとおりでございますので、27年度については減少をしているということ……あっ、28年度ですね。でございますけれども、他方、一般的な競争的資金におきましては、採択数と応募件数ということで評価をすれば、この制度を十分に運用する御応募をいただいた、27年度、28年度もいただいたというふうに我々は認識をしております。

それから、そういった面では、2年間にわたって応募という入り口のところでは、制度を順調に、比較的スムーズに開始できたのかなというふうに思っております。

他方、大規模な、大規模というか、予算の増額につきましては、研究開発の観点から比較的大きな実験装置とか、比較的長い年限が、これは必ずしも単年度で100億円ということではございませんので誤解がないように申し上げますと、期間も延びておりますということでございますので、そういったじっくりと大きな領域の研究開発についても、我々の中で、ちょっと公募前ですのでテーマについては申し上げられませんが、そういったものが重要であろうということで、そういったテーマを念頭に開始をさせていただきました。

他方、参考でございますが、内閣府の方がやっている ImPACT等とも規模感的にはほぼ 同等でございますので、そういったプロジェクトというふうにお考えいただければというふう に思っております。

○池内先生 今の説明では根本的に説明になっていないのは、2016年度の応募総数が20 15年に比べて半減した、半減以下になったということですよね。それに関しては、相当の応募があったとおっしゃるけれども、相当応募が減少したとおっしゃるべきでしょう。そして、実は昨年の外交防衛委員会で、「今後の予算規模につきましては本年度の本制度の応募状況などを踏まえて検討してまいります」と述べているわけです。応募状況などを踏まえて検討される。踏まえて検討されたのが増額要求とはとても信じられませんよね。この点に関しては、国会での答弁に関しては、これは外園さんがおっしゃったんじゃないんですかね、誠実に答えていないということではないかと思います。

大規模な増額に関しては、私自身は2つ理由があって、1つは自民党の国防部会が「100 億円ふやせ」ということを述べたということに、僕は防衛省は悪乗りなされたんではないかと 思っております。

それからもう一点は、この3ページ目に防衛技術戦略、平成28年8月防衛省公表とありますが、まさに、これに10年、20年先の防衛戦略というのは述べられているわけです。ここに重点的に予算を出し、「技術的優越の確保のために大規模な投資が必要な先進的技術分野についても、萌芽的研究の育成を行う」とあるわけで、まさにこのための予備的な予算措置を要求したんではないかと私は踏んでおります。これは私の想像です。

- ○杉田委員長 今の点、ちょっとコメントがもしあればお願いいたしますが。
- ○外園防衛技監 池内先生御指摘のとおり、平成27年、私が回答させていただきました。今後は踏まえてということでございますが、繰り返しでございますけれども、恐縮でございますが、28年度についても数的には減少しております。制度の運営に支障があるような応募状況ではないということでございますので、私が申し上げるのも恐縮でございますが、過去の答弁とは齟齬がないと、順調にいっておると思います。
- ○池内先生 いや、踏まえておられないでしょうと言っているんです。
- ○外園防衛技監 思っております。
- ○杉田委員長 それでは、小松委員お願いいたします。
- ○小松幹事 池内先生にお尋ねしたいんですが、「「自衛のための」というのが戦争の口実になる」というのを何度か繰り返されたんですけれども、しかしながら、防衛研究をしたら、すぐ戦前の状況に戻るというのは、今考えにくいと思うんです。国は憲法第13条で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利云々(うんぬん)については、国政上最大の尊重を必要と

する」ということで、国は国民の生命、財産に対する責任があるわけです。そうした場合に、 先生は自衛力は必要ないとお考えなんでしょうか。それとも、必要だけれども、大学はかかわ らずに、民間や防衛省の研究者がやればいいというお考えなんでしょうか。

○池内先生 私の基本的な考え方は、武力としての自衛力は必要ではないと考えております。 いかなる紛争、当事者との問題が生じたとしても、それは交渉と話合いで常に頑張って解決点 を見出す、そのための努力を常にやっていくということこそが最も平和の基本的な原則である と考えております。

すぐに戦前の状況にならないだろうとおっしゃるんだけれども、今の改憲の状況、改憲の動きがあります。憲法審査会がまさにまた始まったわけですよね。集団的自衛権の行使ということがまさに言われている、言われたわけです。

そうなると、まさに国民の安全保障じゃなくて、国家の安全保障、国を守るための安全保障ということになっていくというのは、もう大体目に見えているじゃないですか。ということを僕はリアルに見ないといけないと思います。それから国を守って、人を、国民を守らないというのは、例えば緊急事態法案というのが安倍首相が考えているということも言われていますが、あれは、まさに国を守って人を守らないの論理で書かれております。そういうものは続々と 続々というのか、そういうものが出てくる状況にあって、「今は戦前のようにならんよ、 君」というふうに安閑としていていいんでしょうか。この防衛省のこの資金もそういう状況に応じて 応じて まあ、僕はさっき悪乗りと言いましたが、そういう状況に応じて軍事化のための布石を打っているというふうに当然見るべきではないかと思っております。

○杉田委員長 では、大西委員お願いいたします。

○大西委員 ちょっと時間も過ぎておりますけれども、この問題の1つの論点は、成果の公開というところだと思うんです。池内先生は、お話の中で、そこに非常に大きな疑問があるということをおっしゃったわけですが、前段の議論で事務処理要領と、それから契約書をめぐってやりとりがあって、国会答弁等でも防衛省の高官の方が答弁されていたように思うんですけれども、原則公開だと。公開できない場合は、知財に関連する場合だと。今のお話の中では、不正があったような場合も公開することがあり得るということでしたけれども、そういう意味では、論文として公開することは原則認めるという答弁、お話が防衛装備庁の方からあったと思うんです。

それで、知財については特許になるわけですけれども、しかし、特許は公開されるわけですから、特許の中身は公開されていると。ただ、それを使用する時に勝手には使えないというこ

とだろうと思うんです。

そういう意味では、いずれかの方法で公開されるというのがこの制度だという説明があった わけですが、池内先生の話は、そういう前提には立っていないお話だろうと思うんです。それ は防衛省がそういう説明をしたのが信用できないということなのか、あるいはどこかほかの文 言等で、そうでないと解釈される理由があるのか。その点について、ちょっとお伺いしたいと 思います。

○池内先生 私は防衛省が単純に言っている文言を信用できるわけではないというふうに思っております。というのは、この委託事務処理要領のところでも、明確に「本委託業務の成果を外部に発表する場合には、発表の内容、時期等について、他の当事者の書面による事前の承諾を得るものとする」と書いているわけです。ついでながら、この事務処理要領というのは、国内技術交流で使われている文言をそのまま引っ張ってきている、まさに手抜きの文言ではありますが。

それで、委託契約書では、「研究上の成果の発表又は公開」の事項です。「研究上の成果の発表又は公開」について、「乙は」、つまり受託者は、「得られた成果について外部へ発表及び公開することができる。ただし、発表及び公開に当たっては、その内容についてあらかじめ甲」、つまり防衛装備庁「に確認するものとする」となっているわけです。ここに「確認」とか、「事前の承諾」ということが必ずはまっているわけです。これをPOなりが審査でそのまますっと通すと思いますか。この「事前の承諾」、「確認」の中身は何ですか。あるいは「成果の公開を原則」とおっしゃっているけれども、その原則は誰が決めるんですか。原則には例外があるものが常なんですが、例外ということでお認めになるんですか。いくらでも疑問は湧いてくるわけです。

だから、私が言っているように、「成果の公開は完全に自由である」と一言書けばいいわけです。というふうに私は主張したいです。

- ○杉田委員長 佐藤委員お願いします。
- ○佐藤幹事 佐藤です。

先ほど防衛装備品について特定秘密の指定権限を持っているのは防衛装備庁の長官だという 御指摘、ありがとうございました。私、前回、学術と防衛秘密の関係について整理をして、 「防衛装備品について、特定秘密の指定をするのは防衛大臣ではないか」というふうに誤って 発言をしましたので、訂正をしたいと思います。行政組織についての理解が必ずしも十分では なくて、お礼を申し上げたいと思います。 ついでに、せっかくいらっしゃっているので、ぜひ教えていただきたいということがございます。私は文系なものですので、技術的なことがよくわからないので。

自衛隊法の76条、御承知のように防衛出動に関する規定ですけれども、その1項1号の場合、つまり急迫不正の侵害があった場合に防衛出動するという場合と、それから2号の存立危機事態について防衛出動する場合で、そこで用いられる防衛装備品は質的に違うというふうに理解をしていいのか。あるいはこの2つの場合において用いられる防衛装備品の違いというのは、段階的なものであるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

というのは、個別的自衛権のためであればいいではないかといった、その線引きをなさる議 論もあるものですので、その防衛装備品の性質について教えていただければと思います。

○外園防衛技監 大変恐縮なんです。先生と違って私は理系なものですから、ちょっと法の解釈については、ここでお答えさせていただくのは誤解を招くと思いますので控えさせていただければと思います。また、別途御質問いただければ、きちんとした形でお答えしたいと思います。申し訳ございません。

○杉田委員長 それでは、時間を過ぎておりまして、もう一つ議題があるので、簡単に済ませたいと思いますが、とりあえず1の議題につきましては、ここまでとさせていただきます。どうも今日は防衛装備庁の方々と池内先生、本当にありがとうございました。

それでは、議題2でございますが、本日、もう時間が過ぎておりますので、シンポジウムについてなんですが、私の方で原案を用意いたしました。これまでの審議経過の中で、委員の中で主に発言していただいた方で、2月4日に出席いただける方を中心に登壇するよう、私の方でたたき台をつくったものでございますが、これに対しまして、小松委員の方から、シンポジウムで発言していただけるということで意見書も寄せられております。これについて検討する予定だったんですが、ちょっと時間が過ぎておりますので、この点につきましては、どなたに御報告いただくかも含めて、役員で相談いたしまして、次回までにまとめるということで。

ただ、一方で、このフォーラムの提案は、幹事会に対して比較的早目に行わなければならないので、この原案で一応申請するということでよろしいでしょうか。

そして、この開催形態について、学術会議では学術フォーラムという形態と公開シンポジウムという形態があり、前者の方が、より公式度の高い形態となっておりまして、資金も前者ですと出ます。

そういうことで、学術フォーラムとして申請したいというふうに思いますが、この点につい て何か御意見ございますでしょうか。 それでは、恐縮ですが、とりあえず原案どおり、たたき台どおりの形で今回申請をお認めい ただくと。次回、この内容についてご審議いただきたいというふうに思います。

それでは、以上で議題2を終わらせていただきまして、議題3でございますが、次回以降、 次回は第7回でございますが、第7回につきまして、どのような議論をするかということで、 1つ私どもの方で、これまで防衛省の資金を獲得した大学等から実情についてぜひ伺いたいと いうことで複数の大学に対して依頼いたしましたが、全て断られました。したがって、これに ついては現在のところめどが立ってございません。

そこで、では次回何を議論するかということなんですが、1つはこれも懸案で、従来からいろいろ模索しておりましたけれども、研究の適切性について何らかの機関としての審査をするということは従来全く行われていないかというと、生命倫理等の分野で行われておりまして、この生命倫理分野等の実情を伺いたいということで、次回、東京大学医学系の赤林朗先生にそのあたりについてお話しいただきたいというふうに考えております。

それから、2つ目といたしまして、物理学会が95年にそれまでと運用を変えた問題につきまして、この軍事研究に関する運用を変えた問題につきまして、これも従来からいろいろ議論がございまして、この経緯につきまして、岡委員の御紹介により、小沼通二先生に次回お話しいただきたいというふうに考えております。

それから、いわゆるデュアルユースないし民生、軍事の問題につきまして、従来からこれを 区別している分野、軍事研究は行わないとしている分野としては原子力分野がございますが、 この原子力分野について現在交渉中でございますが、可能であれば、長崎大学の鈴木達治郎先 生に伺いたいというふうに考えております。

あわせて、日本学術会議の従来のこの問題についてのアプローチということで、元日本学術会議会長の吉川弘之先生にこれまでの経緯について伺い、あわせて井野瀬久美惠委員より過去の声明の歴史的な経緯等についてお話しいただくということで、大変盛りだくさんの内容を予定しておりますが、あわせて今回スキップいたしましたシンポジウムの内容の問題と同時に、今後のまとめ方、どのような形で意思を表出していくべきかということについても議論したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今の進め方につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

山極委員お願いします。

○山極委員 さっき池内先生がおっしゃったこととちょっと関係あるんですけれども、「日本 学術会議は日本の大学や研究機関、大学等やそこにおける科学者を代表し、企業の研究機関・ 研究者までも一般的に代表するわけではない」。これは正しいんでしょうか。つまり、我々が 議論するのは、大学等の研究者を代表するというふうに考えてよろしいかどうかを確認したい んですが。

○杉田委員長 この問題については、この会合の当初からいろいろ御議論があるところでございまして、日本学術会議は一方においては全ての科学者を代表する機関であると。日本の科学者の代表機関ということを言っております。

ただ、その一方で、先ほどの池内先生のような理解というか、やはり「大学自治」「学問の自由」を持っている機関と、例えば企業というのは行動様式は異なるわけで、企業の研究についてこのような問題が問題になることは、そもそもありえないわけです。大学のような機関だから問題になっているという面もあることは事実かと思います。

私はそのように理解しておりますが、この点何か。ただ、そのことがどう我々の声明の出し方に影響するかについては、今短時間では議論しづらいとは思いますけれども、岡先生何か。 〇岡委員 第三部の夏季部会でちょっとお話が出ましたけれども、JAXAなんかは研究というか、業務と軍事とは切り離せないというようなお話もありましたが、JAXAの先生方は当然学術会議に深くかかわっておられるわけで、なかなか切り分けは難しいんじゃないかという私は印象を持っています。

○杉田委員長 これは、ちょっと今短時間で議論しづらいんですが、先ほども原則と例外の関係という問題がございまして、例外的な存在で原則の方は変わるということは普通はないということは私は理解しておりますけれども、大西委員いかがでしょうか。

○大西委員 学術会議法という法律があって、これのもとで運用されているということですけれども、そこに今山極先生、杉田先生言われたのかな、「学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関」と言っているんです。科学者というのは誰かという時に、学術会議では84万人の日本の科学者を代表するというふうに、これは法律には書いてありませんけれども、そういうふうに言っているわけです。84万人というのは誰かと。これは総務省の統計なんですけれども、日本の大学で言うと博士課程在学生から入っていると思うんですが、いわゆる研究に従事している人です。この大半は企業の研究者になります。だから、その意味では企業の研究者も代表していると事実上言っているんです。ただ、学術会議の例えば会員ということになると、大学に関係する人が多いのは事実です。ただ、学術会議は会員を選ぶ時に、これはコープテーションという格好で選ぶんですけれども、できるだけいろいろ、例えば女性会員をふやそうとかという中の一つとして実務家とか、あるいは産業界で活躍している科学者も選ぼう

ということにしているということで、そういう意味では、企業におられる科学者というのも 我々は代表している対象だというふうに理解しています。

○杉田委員長 そういう理解もございますが、一方で企業の研究者の方々が日本学術会議の声明を尊重してくれるとは到底思っておりません。

それでは、この問題については現在で意見をまとめることは難しいので。

それで、最後になりますけれども、来年1月以降の日程調整でございますが、1月16日17時より19時、2月15日13時から15時ということで、これは皆さん方の予定からこういう形になっておりますけれども、特に問題はございませんでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

それでは、次回は12月16日17時から19時ということで、本日大変不手際で長くなりまして申し訳ございませんでした。特に先生方、説明者の方々、本当にありがとうございました。では、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後6時18分 閉会